

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

兵庫県養父市

2 構造改革特別区域の名称

養父市鳥獣被害防止特区

3 構造改革特別区域の範囲

養父市の全域

4 構造改革特別区域の特性

養父市は、平成16年4月1日、兵庫県養父郡の八鹿町、養父町、大屋町および関宮町の4町が合併して成立し、人口は29,439人、世帯数9,797世帯(平成17年8月末現在)、兵庫県北部の但馬地域の中央に位置し、総面積は422.78km²(その内84%は山林)で、兵庫県の5.0%、但馬地域の19.8%を占めている。また、市の東部を一級河川円山川が南東から北西の方向に流れ、その支流は八木川に沿って八鹿、関宮地域が、大屋川に沿って養父、大屋地域が位置している。西部は、県下最高峰の氷ノ山や妙見山、鉢伏山、八子高原、若杉高原など山岳高原地帯で、自然環境に恵まれた地域である。なお、気候は日本海型で、一般に多雨多湿、冬季は大陸から季節風が吹き、積雪も多い地域である。

農業状況については、2000年農林業センサスによる農家戸数は3,252戸、耕地面積1,660haで農家一戸当たりの平均耕作面積は、約50aと零細な経営規模である。

農業形態については、水稻を中心とした営農が行われているが、若年労働者は安定した就労・所得の機会を得るため他産業に流出し、農業後継者の減少による高齢化が進み、ほ場条件の悪い耕地を中心に耕作放棄地が年々増加してきており、近年の有害鳥獣被害がさらに耕作放棄地の増加を加速させている。

また、鳥獣被害が多い山間部では、経営規模が零細で高齢な農家も多く、農作物への直接的な被害と同時に精神的な被害も与える、鳥獣被害の拡大が起因となり、耕作放棄する農家が目立ち始めている。

< 農業における鳥獣別被害額 >

(単位:千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
シカ	8,295	8,541	6,268	4,788
イノシシ	7,316	6,171	3,309	7,891
その他	5,783	3,846	2,848	3,600
計	21,394	18,558	12,425	16,279

< 林業における鳥獣被害額及び面積 >

(単位:ha、千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
面積	31.7	298.78	30.38	42.1
金額	48,238	89,477	74,149	34,357

< 狩猟免許保有者数 >

(単位:人)

	網・わな	第一種(銃)	網・わな及び第一種	計
平成15年	42	34	37	113
平成16年	35	32	37	104

5 構造改革特別区域計画の意義

養父市では、水稻を中心とした営農が行われているが、平成16年度の水稲被害の約60%が風水害で、約30%が鳥獣による被害となっており、非常に深刻な問題となっている。

また、高齢化・過疎化による担い手の減少が進み耕作放棄地が拡大している。担い手が減少していく中で、集落営農への取り組み強化などを図っているが、有害鳥獣による農作物被害の増大は、農産物の売り上げの減少、有害鳥獣対策費の増加といった金銭的な問題に加え、鳥獣被害による耕作意欲の減退などが持続的な営農活動へ大きな影響を及ぼしている。高齢化については、農家ばかりでなく捕獲・駆除活動を行う猟友会員についても同様で、平成16年度会員の平均年齢は約60歳となっており狩猟者の確保についても深刻な問題になってきている。

また、近年では有害鳥獣被害は農・林作物への被害だけでなく、庭に植えてある木

や花、歩道に植栽してある樹木などの食害、道路へ出てくることによる交通事故の発生、シカに寄生し生息範囲を拡大させているといわれる山ヒルが人家周辺にまで急速に拡大し、吸血するといった二重、三重の被害発生を誘引させている。

そこで、本特例を適用することにより現在の猟友会を中心とした有害鳥獣駆除体制に農業者自らが加わることにより防除体制の強化を図るとともに、引き続き電気柵や金網柵による防護対策の実施を行い、有害鳥獣防護対策の整備を行う。これにより、耕作意欲の増進及び持続的な営農活動を行える体制作りが可能になり、新規就農者の就農支援などにより農林業の担い手の確保・育成を実施する。このことが、有害鳥獣被害の縮減、遊休農地の解消、拡大防止につながり、新たな地域農業構造の確立ができる。さらには、この取組みが持続的な農業構造の確立、野生獣との共存構造の確立につながると考えられる。

6 構造改革特別区域計画の目標

< 1 > 農業・林業収益の増加

有害鳥獣による農作物被害の拡大を防止することにより、農作物の作付面積、農業生産額及び農家所得の増加を図る。

< 2 > 耕作放棄地の拡大抑制

有害鳥獣被害の拡大を防ぎ、減少させることにより農家の耕作意欲を増進させ、遊休化している農地の耕作再開を図ると共に、新規就農者の就農が円滑に行われるよう支援を実施し、農業者の確保を行う。

< 3 > 地産地消の振興

現在、地域農業の大部分を担う高齢農家、零細農家の営農意欲増進のため、直売所施設や学校給食などといった農産物提供の場を広げ、農産物の地域内流通の拡大を図ると共に、小学校を対象とした食の教育(農家との交流、農作物の栽培体験など)を充実させ、農業文化の伝承を図る。

< 4 > 地域・住民の連携

有害鳥獣対策においては、猟友会や農家など、それぞれ単独では有効な対策ができないので、関係者が一体となって実施する必要がある。本特例による対策を実施するに当たっては、地域住民が一体となって問題解決に当たることが求められている。この対策の成功が、有害鳥獣被害の縮減・耕作放棄地の拡大の抑制等に留まらず、集落営農への足掛かりとなる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

有害鳥獣の被害が減少することにより安定的な営農活動が可能になり、農家の耕作意欲の増進といった定量的に測定できない効果が期待できる。

また、安定的な農作物の作付けが可能になることにより、耕作放棄地の面積の拡大防止、生産量の増加、直売活動の活発化に伴う地域内流通の拡大といった地域活性化の効果が期待できる。

今回の特例の適用により、有害鳥獣による被害を縮減し、農・林産物被害を今後 5 年間で約 15% 抑止することを目標とする。

現状(平成16年度) 被害額 50,636千円

目標(平成21年度) 被害額 43,000千円

8 特定事業の名称

1303

有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

構造改革特別区域の規制緩和の効果をより高めるため、様々な施策を総合的・体系的に組み合わせて実施する。

< 1 > 有害鳥獣防護対策事業(市単独事業)

有害鳥獣防護対策のため、電気柵、金網柵、捕獲オリなどの設置に係る事業費に対し補助する。

< 2 > 有害鳥獣駆除対策事業(市単独事業)

有害鳥獣対策のため、有害鳥獣駆除を猟友会へ委託し鳥獣の個体数調整を行う。

< 3 > 有害鳥獣防護対策事業(国・県補助事業)

広域的に有害鳥獣防護対策を実施する場合は、山振事業など国県補助を受け電気柵、金網柵などの防護対策を実施する。

< 4 > 中山間地域等直接支払事業(国・県補助事業)

協定締結をしている集落が、交付金を受け有害鳥獣防護対策として、電気柵、金網柵などの防護対策に取り組む。

< 5 > 新規就農者確保対策事業

新規就農者が、円滑に就農できるため研修費用の助成などを行う。意欲的な就農者を確保し農業振興を図る。

< 6 > 農作業体験事業

小学生を対象とし、水稻の栽培・収穫体験、大豆など野菜の栽培・収穫体験、収穫物を利用した調理実習及び栽培などを通して、高齢農家との交流を行い農業文化の伝承を行う。

< 7 > 外来生物法に基づくヌートリアの防除

同法に基づく公示において、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、免許非保持者であっても従事者に含むことができるとされているので、今後、ヌートリアの防除に係る確認の申請を検討する。

別紙 構造改革特別区域計画において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1303

有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

養父市の全域において、囲いわなを設置し捕獲を実施しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

囲いわなの使用により、銃器以外の方法で有害鳥獣の捕獲を実施しようとする者が、その従事者の中に網・わな狩猟免許所持者を含めて有害鳥獣の捕獲を実施する場合は、その従事者の中に網・わな狩猟免許を所持しない者が含まれることを認める。

5 当該規制の特例措置の内容

有害鳥獣による農作物の被害を縮小させるため、有害鳥獣の捕獲を目的として、養父市、猟友会、住民が狩猟体制づくりを行う。

その中で、狩猟免許所持者（養父市猟友会）が中心となり適切な指揮監督のもとに住民組織が捕獲作業を行う。捕獲後の処理（止め刺し）は、猟友会に委託する。

本特例認定後の実施に当たり、有害鳥獣駆除許可権者である兵庫県、養父市は、養父市猟友会の協力の下で、安全講習会の開催、研修指導を行うと共に、保険加入や住民への周知徹底などを行うことにより、猟具の安全な使用、駆除活動の安全な実施体制の確保がされていると考える。

なお、兵庫県の許可権限に係る行為については、兵庫県と調整を図るものとする。